前四世紀アテナイの親族関係

---イサイオスの法廷弁論を中心として-

栗原麻子

とをよしとする親族通念があっただろうことが導かれる。 は親族の紐帯が単婚小家族を核としつつ緩やかに共系に拡がっていたこと、その背景には、血縁原理よりも友愛原理を優先するこ 躍した法廷弁論家イサイオスの弁論から、そこにはたらいている家族の論理を取りだすことにより、この時代のアテナイにおいて をとらえるためには、このアンキステイスに代表される共系親族の紐帯もまた重要である。本稿では前四世紀前半のアテナイで活 定められており、これは共系の親族に等しく拡がっていた。家が個人の精神生活に果していた意義や、その人的紐帯としての特質 - しかしその一方でアテナイにはアンキステイスと呼ばれるいとこの子(もしくはまたいとこ)までの法定の親族の範囲が 前四世紀アテナイの家は、氏族であるゲノスや、 国家の下部組織であるデーモス・フラトリア等の、 七六巻四号 父系集団に内包され 一九九三年七月

はじめに

久しい。古代ギリシア人にとってもまた、家族生活は人生の重大事であった。家が彼らの精神生活を規定する重要な要素の であったことは、全ギリシア世界で基本的な教養として愛誦されていたホメロスの『オデュッセイアー』が、実にオデュ ッセウスが放浪の末故郷にもどり、家族的幸福を取り戻すまでの物語であったことからも、十分にうかがわれるところで 日常生活をおりなす社会的結合の一つとして、家・家族をめぐる問題に歴史学の関心が向けられるようになって、はや

ある。

2

たい

ストテレスが提示する小オイコスは、

とはいえ前四世紀アテナイの現実において、

民の総体であった。 複数集まったものが村を、村が複数集まったものがポリスを構成するのである。 た最初の共同体であると述べ、そのうえでこのオイコスを、 定義を有しない。 ・家族をさすギリシア語はオイコスである。 しかしアリストテレスは『政治学』冒頭で、オイコスを、 しかしその一方で、女性や子供も含めた生活の場としてのポリスをとらえるためには、 本来この語は、 ポリスの最小単位として規定している。 時に一 族 自然の要求に従って日常の用のために作られ 家屋・家産をもさす広義の語であり、 そもそもポリス市民団は厳密には男子市 すなわちオ 彼らの場であ スが

る私的空間をも含めて考察する必要がある。

れていた。その意味で、 極めて民主制の理念に適合的な家族形態であったといえよう。 による支配・従属関係はないのがたてまえであり、市民はそれぞれが家長としてその妻子の法的権限を代行することとさ からなる単婚小家族によって構成されていたことになる。アテナイ民主制のもとでは、男子市民相互の間には長幼その他 せ考えると、 、ストテレスによれば、このオイコスは「なによりもまず妻と耕牛とからなる」ものであった。 最小のオイコス (これを以下小オイコスと称す) は、その家族構成員に注目するならば、一 オイコス内の関係は親子間、 アリストテレスの描くところの単婚小家族は、 夫妻間、主人奴隷間の三種の支配関係に集約されると述べられていることを併 ローマ法にみるような家父長制的大家族と比べて、 組の夫妻とその子供 別 途 『政治学』

囲の 一ついては定説がないのである。 m 姻族のうち、 とくに親密な権利 それゆえ本稿では、いったん所有・ 義務意識や感情的紐帯、 居住の問題をはなれ、 日常の 相互関与が期待されている親族の範囲 むしろ小オイコスやより広節

かにとりかこまれていたかを検討することによって、

アテナイ人の家族

·親族通

かなる規模のオイコスが同居同財の単位として前四世紀アテナイの常態であったのか、という家族形態の問題

歴史的実態を考慮せずにあくまで論理的分析によって導きだされたものであ

単婚小家族が実際に社会の構成単位として機能していたとは限らない。

ァ

かつそれがその周囲の親族にい

36

目にみえない親族の相互関与と、それを裏づける親族通念とが、所有・居住の問題以上に家族的連帯の性格を規定してい 所有・居住形態の問題は、この、人と人とを結ぶものとしての家を規定する一要因であったにすぎない。むしろ必ずしも

たことが予想されるのである。

に踏み込むことを目的とする。家は個人にとって、経済生活の場であると同時に人的紐帯の場でもあったと考えられるが、

まず確認しておく必要があるだろう。® らないと考える。そのためにはオイコスが、これまでどのような血族・姻族の紐帯のなかに位置づけられてきたのかを、 この変容の時代に生きるアテナイ人の心性を把握するためには、彼らをとりかこむ人的紐帯の問題をおろそかにしてはな とするものである。前四世紀は、古典期ポリスの衰退期ともヘレニズムへの移行期ともみなされる変容の時代であった。 題点についても、法制・実態それぞれについて個別研究が重ねられてきた。本稿はそのうち特に共系の親族に焦点をあて、⑥ オイコスの構成員をも含めた広義の親族が、前四世紀のアテナイ人の自己認識において有していた意味を明らかにしよう に至るまで基本的研究書として広く認められており、また相続や婚姻、夫婦親子間の人間関係等、 古典期ギリシアについて家を正面からあつかった包括的研究書としては、レイシィの『古典期ギリシアの家族』が、 家にかかわる個別の問

- 歴史社会学』アナール論文選二、新評論、一九八三年)を参照のこと cf. Aristoteles, Topica, VII. 1. 157A14 家族史への関心については、二宮宏之「歴史のなかの「家」」(『家の
- D. M. Macdowell, 'The OIKOS in Athenian Law', CQ 39, 1989
- 方で、市民女性をさすためにその女性形が用いられることがなかった ことが、それを端的に物語っている。 R. Just, Women in Alhenian 男性市民をさしてポリス構成員を示す polites の語が用いられた一

Law and Life, 1989, p. 21

- (5) vol. 1 [以下 Law と略記], 1968, pp. 30-32, pp. 70-78 A. R. W. Harrison, The Law of Athens, The Family and Property
- W.K.Lacey, The Family in Classical Greece, 1968. 最近の研究
- History' in: Polis and Imperium, 1965, pp. 32-40 学雑誌一〇〇一四、一九九一年、五五一八四頁を参照のこと。 動向については伊藤貞夫「一九八〇年代の古代ギリシア家族研究」史 V. Ehrenberg, 'The Fourth Century B. C. as Part of Greek
- 8 以下本稿では、親族の語を、広く家族・姻族をも含めた意味に用

の下部組織としてのオ

かしながらアテナイには、ゲノス、フラトリア、

父方母方双方のいとこの子(あるいはまたいとこ)までの法定親族の範囲があったことが知られ

デーモス、

部族といったこれらの父系集団と並んで、

アンキステイ

は個

スと呼ばれる、

第 童 オイコスをとりかこむもの

これには立ち入る余裕がない。② 制的 程で退けられ、 とってかわっていく過程として民主制ポリスの成立をとらえている。 x m の『古代都市』 = 縁集団をい スは、一九世紀以来ゲ 古典期には衰退したとされてきた。しかしその実態をめぐっては現在根本的な再考の途上にあり、本稿は が、 ポリス成立期のアテナイにおいてはポリスと拮抗する勢力を誇っていたが、 貴族的血縁集団であるゲノスから小オイコスが独立し、ゲノスの父祖の宗教にポリスの宗教が ノスと呼ばれる氏族集団の中においてとらえられてきた。 ゲノスとは、共通の父祖をもち祭祀を共にする父系 古くはフュ 民主制ポリス成立の過 ステ ル ٠ ٢ ラ

区デーモスに分たれた。 はいずれも父系原理により伝達されていたのである。 れて血縁集団としての性格をもつことになる。加えてクレイステネスの改革以前からの、 によって父から子へと世襲されることとなったので、当初は純粋に地縁集団であったデーモスや新部族も、 前六世紀末にクレイステネスの国制改革によって、市民団が一〇部族に再編された際、 フラトリアが、デーモスにたいして補助的な役割を担っていた。 方古典期アテナイには、 イコスは、これら父系集団の重層的構造の中に位置づけられることになる。 デーモスへの所属は、クレイステネスの時にいったん地縁にもとづき決定された後は、 オイコスを取りまく血縁的集団として、 この構造の最下部に位置するのがオイコスであり、 これらがポリスを支える下部組織であり、 他に部族・デーモスなどの国家の下部組織があっ 各部族はさらに総計百数十の行政 血縁にもとづく父系集団である それゆえポ 時を へるに 血縁原理 た③

[人を中心とする親族のネットワークであり、同じアンキステイスをもつのは両親を同じくする兄弟姉妹のみであった。 (521)37

それゆえアンキステイスは、先に述べたデーモスやゲノスといった父系集団とは異なり世代を越えて伝達されることがな 永続的な社会の構成要素とはなりえないが、しかし個人にとっては、法律上・日常生活上の密接なかかわりをもつも

のであったことが予想される。

うとするものと、個人の側から、個人をとりまく人的紐帯の一つとして、生活の場としての家を眺めるものとである。 リスの行政組織が父系原理にもとづいている以上、前者の視点による研究が父系集団に注目してきたのは当然のことであ った。しかし「はじめに」で述べた問題関心のもと、ひとたび後者の視点に立つときには、アンキステイスをはじめとす そもそも家を研究する視点は二種類に大別できるだろう。すなわち国家の側から国家の下部組織としての家をとらえよ

だしており興味深い。 合の一形態として多くの研究者の関心をひくようになるには、近年の社会史研究の高まりと社会人類学の影響を待たなけ© たい。もちろんその法律上の権利・義務をめぐっては、一九世紀以来の法制史研究の蓄積が既にあり、その成果が る、個人を中心とする親族の関係が重要になってくるのである。 う極めて網羅的かつ数量的な手法を採ることにより、彼女の提示する親族関係像は、高度な厳密性と客観性を備えている。 分析(一九八六年)が、訴訟の場では、人生のある時期を核家族の一員として過ごしたであろう血縁者による応援が ればならなかった。なかでも、歴史人類学者ハンフリーズによる、法廷における親族の協力・敵対関係についての網羅的 ンの『アテナイ法』第一巻にまとめられている。しかし、アンキステイスをはじめとする血族・姻族との絆が、⑤ していたであろう、親族間の権利義務意識や感情的紐帯、 に優位であること、女性を通じてのつながりが顕著であること、親族の絆が共系に拡がっていることの三点を明確に示し にもかかわらず、アンキステイスをはじめとする親族の紐帯については、いまだ十分な研究がなされてきたとはい 弁論 |の文脈から個々の事例を切り放すことによって、彼女は、 法廷で当事者のために証人に立った親族の数を、全法廷弁論から係累別に洗い出し図示する、 行動決定の論理を示す豊かな叙述をも同時に切り捨ててしまう 個々の協力・敵対関係を成立させ許容し要請 的

38

た質的考察を加えることによって、アテナイ人の精神生活において親族が占めていた位置を探り、アテナイ人の親族通念 前四世紀アテナイの法廷弁論家イサイオスによる全一一編あまりの弁論を基本史料とし、これに論旨展開にまで立ち入っ 彼女の提示する親族関係像には、必ずやそれに対応するアテナイ人の親族通念が伴っていたはずである。そこで本稿では、 かれるにいたったか、という親族に関する社会通念の問題が、彼女の分析からは取り残されてしまったのである。 ことになった。それゆえ、アテナイ人が親族に何を期待し親族をいかなるものとみなした結果、かような親族関係像が導 しかし

田辺貞之助訳(白水社)一九六八年

1

の問題に踏み込みたいと考える。

- と。 伊藤貞夫「ボリスの成立と構造」『ギリシアとローマ―古典古代の比② 伊藤貞夫「ボリスの成立と構造」『ギリシアとローマ―古典古代の比
- ® D. Whitehead, The Demes of Attica, 1989. 岩田拓郎「アテナイの「戸籍登録」に就いて」『西洋古典学研究』Ⅹ、 一九六二年、六人の「戸籍登録」に就いて」『西洋古典学研究』Ⅹ、 一九六二年、六
- ―一三七頁がこの視点を明記している。 ―一三七頁がこの視点を明記している。 一九八八年度大会共通論題報告)『西洋史研究』新一八、一二六 ―一○五頁(史学会例会報告記事)および同「家・フラトリア・ポリー 同「オイコスの周辺」『史学雑誌』九六―九、一九八七年、一〇二
- ⑤ Harrison, Law. この書はアテナイ法についての標準的見解として

引用されることが多い。

- 》 その成果を以下に列挙する。Just, op. cit.; R. J. Litteman, Kinship and Politics in Athens 600-400B. C., 1990; W.E. Thompson, 'The marriage of first cousins in Athenian society', Phoenix 21-4, 1967, pp. 273-282 [以下'Cousins' 心略記], do. 'Athenian Marriage Patterns: Remarriage', Cal. Stud. Class. Ant. 5, 1972, pp. 211-225 [以下'Remarriage'、心略記]; S. C. Humphreys, 'Kinship Patterns in the Athenian Courts', G R B St 27, 1986, pp. 57-91 [以下'Kinship Patterns'、心略記].
- ① レイシィが、近親婚について概括的に述べるほかは、法律についてLacey, op. cit., p. 106. cf. M. Golden, Children and Childhood in Classical Athens, 1990, p. 80 f.

第二章 法律にみる親族関係

1 ・サイオスの分析に入る前に、 本章では親族に関するアテナイ法について若干の考察を行うこととしたい。 親族に関す

る法律は、 本稿の基本史料であるイサイオスの行論 の前提をなしているためである。 さらには、 法律の規定を通して同時

代の親族構造を概観することによって、イサイオス分析の手掛かりを得ることができるだろう。

る三種類の法文に現れる。すなわちドラコンの殺人の法と、ソロンの葬式の法、そしてイサイオスと最もかかわり深い、 アテナイには前述のように、アンキステイスとよばれる法定親族の範囲があった。その範囲については、 いとこの子までであるとも学説が一定しないが、このアンキステイスにあたる親族は、成立年代を異にす

相続順位に関する法である。

活躍した前四世紀にも継続して用いられていた。法文にはアンキステイスが三箇所に現れる。まず第一に、② 弟につぐ第二の親族であり、 来私的仲裁の権利をもつものとして、いとこの子までの親族に特別の権利が与えられているのである。 理の父と兄弟およびフラトリア成員が、共同して起訴を行うこととされている。このようにドラコンの殺人の法では、 人者にたいするアゴラでの公告もアンキステイスが行うことになっている。 テイスにも欠ける場合には、 れ、殺人者は亡命を解かれることとなった。ただし和解に反対するものがあれば反対者の意向が優先され、 合には、いとこの息子およびいとこの範囲までのすべての親族、すなわちアンキステイスが和解に同意すれば和解が行わ キステイスには、 - ラコンの殺人の法は、六二一/六二〇年以降のある時期にドラコンによる法律編纂によって制定され、 過失殺人の場合に殺人者と和解する権利があった。被害者に父・兄弟・息子があれば彼らが、 彼らの次には姻族とフラトリア成員が故人にたいする責務を負うことになっていた。 家柄によって選出された一○人のフラトリア成員が和解を行うこととされている。 第三に、いとこの息子たち・義理の息子・ 彼らは父・子・兄 イサ またアンキス 被害者のアン 次に、 いない 1 才 ベスの 義 殺

人にとって重大な関心事であったであろう葬送に関与すべき最小限の範囲であり、また葬送に関与することを期待された と供物を制限するとともに、 つぎにアンキステイスは、 アンキステイス以外の女性の葬儀への参加を制限したと伝えられる。 ソロンの葬式の法にも現れる。 ソロンは葬式に関して法律を定め、女性たちの大袈裟な愁嘆 アンキンテイスは、故

ものたちであっ

でも望むものに自分のものを与えることができるようになったといわれている(ソロンの遺言の法)。遺言をのこさなかの ってつながるものを優先して相続することと定められていた。これら父方アンキステイスにも欠ける場合にのみ、 父を同じくする兄弟とその子孫、 ともイサイオスの時代には、故人に嫡出男子があれば故人の遺志にかかわらず彼らが均分相続し、 場合については、 最後に相続順位に関する法をとりあげる。 相続順位に関する法が、法定の相続順位を規定していた。 姉妹とその子孫の順に移り、 アテナイでは、 前六世紀はじめにソロンによって、 それにも欠ける場合には、 この法の成立時期は明らかでない 父方アンキステイ 嫡出子の いなければ相続権は娘、 V ないも ス が が 男性によ 少 のは /なく た

弟を筆頭とする母方のアンキステイスが同じ順番で相続するのであった。

その母方おじの遺産にたいする相続順位のほうが、 位が高く、また故人の娘の息子は故人の兄弟の息子を斥けて相続するのである。これは逆にいえば、 る機会は、 方祖父の財産にたいする権利のほうが、 のこす立場から見れば明確に父系親族が優先されているが、相続する立場からすれば、 い父系親族に優先して相続することを指摘したい。たとえば故人の姉の息子の方が父方おじよりも遺産にたいする相続 父方アンキステイスに欠ける場合にのみ母方アンキステイスに相続権が移っていることは、父系優先の原則とあ 一見この法に圧倒的な父系親族優先の印象を与える。 父方のより遠いアンキステイスから相続する機会におとらず多かったことになる。 父方おじの財産にたいする権利よりも強いということである。 兄弟の息子の遺産にたいする相続順位よりも高位であり、 しかし第二の特徴として、女子及びその子孫 母方の親等の近い親族から相 ある個人にとって、 それゆえ、 時 またその

実家とのつながりを保持することを、 滅せず、 のは通例、 を制限され、 そのうち母方親族との結びつきの強さについては、婚姻制度もこれを示している。 女性は結婚によって生家から完全に分離することはなかった。 結婚までは父親であり、 成人した後も、 キュリオスと呼ばれる後見人によって法的行為を代行されていた。 結婚後は夫であったとされる。 ローマと比較してのギリシアの特徴であると指摘している。® しかし父親の娘にたいする権限は娘の結婚後なお ヴォルフがこの点をとらえて、女性が嫁いだ後 古典期アテナイでは女性は法的能 女性のキ かくしてアテナイ法 ユリオ 力

らは、

第一にアンキステイスの重要性が、

第二に、父系原理によりながらも、

母方親族や姻族との間の女性を紐帯とする

絆が無視しがたいことが導かれた。

よう。 の小オイコスの独立性をみてとることができる。 市民権を許されていた。 婚という概念がなく、 ところで古典期アテナイの婚姻制度には、 次に相続権は、 正式な結婚と自由婚とで、子の社会的地位がはっきりと区別されていたことである。 しかし、 相続法において故人の小オイコスの成員が原則として優先されていることからは、 古典期アテナイでは、 故人の第二の小オイコスとでもいうべき、父のオイコス成員とその子孫に移るのであった。 妻が夫と法的に無関係なままにとどまる自由婚であっても、そこから生まれた子供が正当に父の家 この点に、夫妻からなるオイコスが、ポリスの礎として重視されていたことが現れているとい 正式な結婚による嫡出子のみが、父のデーモスやフラトリアに迎えられ完全な ローマと比していま一つの特徴があることが、 すなわち他のアンキステイスに優先して息子・娘とその子孫がまず相続 | | ヴォルフによって指 7 にはそもそも正式な結 周辺の親族と区別 7

れた。 び姻族との絆を無視しがたいこと、第二に、 構造を手掛かりとして、次章以降、いよいよイサイオスを用いての分析にはいることにする。 本章では法制度にみるアテナイの親族構造について分析し、その結果、第一に、父系原理に立ちながらも母系親族およ しかし法制度は必ずしもその時代の社会の現実と一致するとは限らない。 他の親族にたいして、小オイコスの成員が法制上重視されていることが それゆえ本章で得られた法制度上の親族

- ① 法文は IG I3.104 と、Demosthenes [以下 Dem. と略記] XXIII ① 法文は IG I3.104 と、Demosthenes [以下 Dem. と略記] XXIII アテナイ市民団」『法制史研究』三五、一九八六年、D. Macdowell The Alhenian Homicide Law in the Age of the Ordors, 1968 を終い。
- ⑨ 碑文の第一五行目、第二二―二四行目
- 少性は特に、葬儀で死者のために嘆きの儀礼をおこなう役目を果していた。c.f. M. Alexiou, The Ritual Lament in Greek Tradition,
- Ps.-Dem. XLVI. 14. および Plurtarchus, Solon 21. 「彼(ソロン)は遺言に関する法でも名声を得た。それまでは遺言は許されず、ン)は遺言に関する法でも名声を得た。それまでは遺言は許されず、ン)は遺言に関する法でも名声を得た。それまでは遺言は許されず、立れたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別とした」(村川堅太されたり、また誰か女の甘言につられた場合は別を表示した。それまでは別では、11. 彼(ソロのものであると認められている。cf. L. Gernet, 'La loi de Solon surのものであると認められている。cf. L. Gernet, 'La loi de Solon surのものであると認められている。cf. L. Gernet, 'La loi de Solon surのものであると認められている。これまでは、11. 彼(ソロ)のものでは、11. 彼(ソロ)のものでは、11. 彼(ソロ)のものでは、11. 彼()は、11. ない)は、11. 彼()は、11. ない)は、11. ない
- 子を遺さないときは、次のものが遺産に関して権利を持つべきこと。 もし女子を遺したならば、(遺産は)彼女たちと共にあるべきこと。女® Dem. XLII. 51.「(被相続人が) 遺言をのこさずに死亡した場合、

p. 121; E. Ruschenbusch, Solonos Nomoi, 1966, p. 86

le (Testament), in: Droit et Société dans la Grèce Ancienne, 1955

- (被相続人と)父を同じくする兄弟があるときは、(彼らが遺産を受け(被相続人と)父を同じくする兄弟があるときは、(彼らが父の分け前を受け取ること。兄弟あるいは兄弟の子がいない場依らが父の分け前を受け取ること。兄弟あるいは兄弟の子がいない場筋に属する場合には、親等においてより遠くとも、男子及びその後継筋に属する場合には、親等においてより遠くとも、男子及びその後継筋に属する場合には、親等においてより遠くとも、男子及びその後継筋に属する場合には、親等においてより遠くとも、男子及びその後継筋に属する場合には、親等においてより遠くとも、男子及びその後継筋に属する場合には、親等においてより遠くとも、現今に対した。 一162 による。
- ⑦ アンキステイスの範囲については、いとこの子までとする説とまたいとこまでとする説が、併存している。議論はギリシア語の徴妙な表現の問題にかかっており筆者には判断するすべがないが、いずれにせよ、そもそも同時代のアテナイ人にとっても定義が明確でなかった可能性が高い。A. W. H. Harrison, 'A Problem in the Rules of Intestate Succession at Athens,' CR 61, 1947, pp. 41-43; W.E. Thompson, De Hagniae Hereditate, pp. 4-8; do, 'The text of Isaeus, XI, 2', AJPh. pp. 322-325; D. Macdowell, The Law of Athens, 1978, p. 107.
- ⊚ Harrison, Law, pp. 108-111
- H. J. Wolff, 'Marriage Law and Family Organization in Athens'
 Traditio 2, 1944, pp. 43-95.
- 『ギリシアとローマ』二四七−二七三頁所収)を参照のこと。桜井万里子「ポリス社会における家族と女性」(弓削達・伊藤貞夫編究の一動向−」『史学雑誌』一○一−五、七○−九七頁、一九九二年、完の一時貞夫「アテネ人庶子の法的地位をめぐって−古代ギリシア史研

第三章 イサイオスにみる親族関係

史料の性格

みなすことはできない ただし彼らは、その豊かさの点においても、裁判を嫌うアテナイ社会にあってあえて法廷での争いにかかわっている点に廷で読み上げたので、さしあたり彼の弁論は、依頼人であるアテナイ人の立場を代弁しているものとみなしてよいだろう。 あるが、イサイオス本人が法廷の表舞台にたつことはなく、彼が代筆した弁論を、依頼人である訴訟当事者が自ら民衆法② おいても平均的アテナイ人とはいいがたく、それゆえ彼らについての記述をただちにアテナイ人一般にあてはまるものと 弁論と市民権剝奪に関する比較的長い断片が残されている。その生涯についてはほとんど知られておらず国籍すら不明で Iudicio, 2)、現存のテキストの内容も家族に関する事件に集中しており、短い断片の他には、相続争いに関する一一本の 家に関する問題の弁論によって法律の専門家となり、 イサイオスは、 前四世紀前半のアテナイで活躍した法廷弁論家である。ハリカルナッソスのディオニュシオスがの かつこの問題について最も熱心だった」と伝えるように

くが四○一人の陪審員を前に行われたことになる。 越えると四○一人の陪審廷で行われたので、 とし、平均的アテナイ人からなっていたと想定される。裁判は、係争額が一○○○ドラクマ以下ならば二○一人、それを に詳しいが、陪審員は「三○才以上で国家に債務がなく、また市民権喪失者でないもの」のうち希望者六○○○人を母体 民衆法廷では、陪審員の多数決によって判決が下された。裁判手続きについてはアリストテレスの『アテナイ人の国制』 タラント(六○○○ドラクマ)単位の遺産を扱うイサイオスの弁論は、

さではなくて法に厳密にしたがって判断した」(第七番弁論第三三節)と嘆いているように、有利な評決を勝ち得るためには 陪審員には相当の法解釈の自由が許されていたので、イソクラテスが「いにしえには、® 裁判官は事件を、

ナイ人の親族通念を抽出することができる。

る証言が事実認定の主たる証拠であったので、 主張の正当性を法律以外の側面からも説得する必要があった。 たといえよう。 描き出されている人間関係像は、 とってはならないし、 にたいする悪印象と自分にたいする好印象とを陪審員に印象づけることが必須であった。 ることまで行われたことが、『ソクラテスの弁明』 審員が事実関係を見誤ることもありえただろう。このように判決がおおいに陪審員の印象に左右されていたために、 しかも相続順位にかかわる複雑な系図がどれほど陪審員の記憶に残ったかも疑問であるし、 陪審員の心証が重要視されることになった。共感を得るためには、 また弁論から事実を再現する試みも空しいものに思われる。 陪審員の共感を得ることが予想される、 弁論の信憑性を高めるためには、 に語られている。 また現場検証も反対尋問もおこなわれず、 法廷では真実は必ずしも語られず、 彼らにとって望ましく妥当性があるものであ 女・子供を法廷で泣かせて陪審員の感情に訴え 陪審員の信頼を得ることが不可欠であっ しかしたとえ虚構であっても、 それゆえ弁論を事実として受け 巧みな弁論によって、 当事 むしろ訴訟相手 者 の提出 陪 す

審員を構成する平均的アテナイ人によって抵抗なく受容されえた、 待される友好関係が、 いたった背景が延々と説明されることになる。 なった。そこで、それらにもとづく相続が常識に照らして妥当であるかどうかをめぐって、 とりわけイサイオスの弁論では、 ときに嘘もまじえてまことしやかに語られるのである。 相続権をめぐって、 故人と相続人の続柄や、 しばしば遺言や養子縁組の真偽が被告・原告のあいだでの 親族関係のイメージやあるべきすがた、 生前の愛着・敵対関係、 それゆえ我々はイサイオ 遺言や養子縁組 親族の果すべき義務や期 ス の弁論 すなわちアテ が行われ るに

1 1) もとより法廷弁論が社会史の絶好の史料であることはすでに広く知られており、 ・オスに抽かれている家族のエピソード が断片的に取り上げられることは珍しい事ではない。さらにイサイオスによ アテナイの家族生活に言及する際に、

る法文の引用や解釈はまた、

親族法の規定を伝える貴重な史料として、

他の弁論家の作品と共に古くより用いられてきた。

象とする。弁論に内在する論理に注目することによって、我々はハンフリーズの数量的分析から歩をすすめ、アテナイ人 っていないという意味においてはフィクションであるが、しかし現実の相続争いの場において陪審員を説得するために語 の精神生活における血縁の意義をつかむことを期待できるだろう。イサイオスの描く親族像は、それが必ずしも事実を語 扱うに適している、という特長がある。そこで本稿ではその特質を生かし、イサイオスの一連の弁論そのものを分析の対 しかし他の弁論家と比べた場合にイサイオスには、テーマが家に関する問題に集中しており、この問題について総括的

- 彼の一二の弁論はすべて前四世紀前半に属するものと推定されている。 R.C. Jebb, Attic Orators from Antiphon to Isacus, 1962.
 R. F. Wevers, Isacus: Chronology, Prosopography, and Social History, 1969, pp. 9-25. W. Wyse, The Speeches of Isacus, 1979.
- Jebb, op. cit., p. 262
- サイサイオスの一二の弁論中、比較的少ない財産をめぐって争われたで、自分が訴訟当事者の友人として当然弁護に立つべき立場にあるこで、自分が訴訟当事者の友人として当然弁護に立つべき立場にあることをわざわざ断っている(Janus (以下 Is. と略記] IV. 1, VI. 1.)。とをわざわざ断っている(Janus (以下 Is. と略記] IV. 1, VI. 1.)。とをわざわざ断っている(Janus (以下 Is. と略記] IV. 1, VI. 1.)。
- 第二番弁論においてすら、話者の養父メネクレスは土地を七○ムナ第二番弁論においてすら、話者の養父メネクレスは土地を七○ムナ第一品を(Is. II. 29)、ほかに三ムナの家をもち(Is. II. 35)、富裕者としてデーモスの体育官を務めている(Is. II. 42)。 他の弁論についても、手掛かりのない第一番と第九番、第一二番を除けば、いずれもタラント単位の財をめぐって争われている。番を除けば、いずれもタラント単位の財をめぐって争われている。
-) 以下裁判手続については S. Isager and M. H. Hansen, Aspects of Athenian Society in the Fourth Century B. C., 1975, pp. 107–120

を参照。

られた、という点で、実在のアテナイ人の家族・親族像を反映しているのである。

- ® Athenaion Politeia [以下 A. P. と略記] LXIII. 3 (村川堅太郎訳 は、アテナイ人一般に通用するものであったとしてよかろう。 八六〇行、同『蜂』参照)。それゆえ陪審員相手に表明される価値制 The People of Aristophanes, 1943, p. 279. アリストファネス 『雲』 日当は老人の小遣いのようなものであったと思われる(V. Ehrenberg が集中した可能性が問題となるが、エーレンベルクの指摘するように Plato and Aristotle, 1978, pp. 37-41.)。 陪審員の日当目当てに貧民層 から程々に豊かであるかそうみなされたがっている人々を対象として 会構成にかんしては、ドーバーによる詳細な分析があり、弁論の言説 と推定されているので(V. Ehrenberg, The Greek States, 1960, p. 33) 『アテナイ人の国制』岩波書店、一九八八年)。一方市民総数は紀元前 いることがわかる。(K. J. Dover, Popular Morality in the Time of かなりの割合の市民が陪審員をつとめていたことになる。陪審員の社 四〇〇年で二一二・五万人、紀元前三六〇年ごろで二・八万一三万人 A. P. VII. 3. ただし第一一番弁論と第一二番弁論は公訴なので、 Ŧĩ.
- ○一人の陪踪延で争われた (lbid., LXVIII, 1)。

8

pp. 72-95. 陪審員にかなりの法解釈の権限があったことは以下の記述をや女子相続人に関する法のような塩梅であったから、多くの議論が産や女子相続人に関する法のような塩梅であったから、多くの議論が産をす子相続人に関する法のような塩梅であったから、多くの議論がのイル・ア・IX. 2)。 及び Aristoteles, Rhetorica, I. 15. (山本三雄訳『弁論術』アリストテレス全集一六、岩波書店、一九六八年)。

- (9): M. Hardcastle, 'Some Non-legal Arguments in Athenian inheritance cases', Prudentia 12, 1980, pp. 12-22.
- ⑩ 証拠としては、法・証言・契約・遺言書があった。Isager and Hansen, op. cit., p. 112 f.
- Hardcastle, op. cit., p. 12.
- は、あなたがた陪審員を騙そうとしているのだから」(IV.1)とある。⑫ イサイオスにも「ニコストラトスの贈与を要求しているすべての人

- Plato, Apologia, 34c. (田中美知太郎訳『ソクラテスの弁明』プラ
- なお、Wevers, op. cit. を始め D.K. Davies, Athenian Propertied Families, 1971: W.E. Thompson, De Hagoniae Hereditate, 1976 等 Families, 1971: W.E. Thompson, De Hagoniae Hereditate, 1976 等プロソポグラフィー研究の進展によって、イサイオスに登場する家族についても、弁論の外の資料からの知見が集められているが、本稿についても、弁論の外の資料からの知見が集められているが、本稿におくまでイサイオス自身の描く親族関係像を対象とする。イサイオスを家族史の主要資料とした先行研究として、他に S. Isager, The Marriage Pattern in Classical Athens, C & M 33, 1980 pp. 81-96. 古川堅治 'Women in The Athenian Forensic Speeches: The Case of Isacus' Speeches' 『独協大教養諸学研究』二六、一九九一年、一一三頁がある。

一親族の相互関与①

も危うかった。遺言についてもその信憑性がしばしば疑われる社会であったので、遺志をつつがなく貫徹するためには、 かねなかったのである。いざ裁判で親族の証言が得られなければ、故人は自らの出生を証明することさえ望めず、市民権 の同席が求められていた。このような手続きが親戚抜きで行われた場合には、その正当性に疑念が呈せられることになり いる。第二に親族は証人として頻出する。遺言作成や養子縁組、結婚、嫡出子の認知の際には、姻族と並んで血縁のも③ 潜在的に結婚相手の提供者であった。近親者でありながら婚姻を締結しないことは、イサイオスでも敵意の根拠とされて は、すでに古くより近親婚の多さが指摘されている。近親者間の結婚はアテナイではごく一般的であったので、近親者は まずイサイオスの法廷弁論を中心として、漠然と親族に期待されていた機能を確認しておこう。親族全体の機能として

本来の相続権保有者である近親者の同意が必須であった。親族の紐帯なしには社会生活に支障を来したのではないかとす

を果していたので、親族同士は親しくあることが前提とされていたのである。® 親族が故人にかわって養子の手続きをとり、 ら思われる。 第三に親族は葬儀・結婚式などの祭儀をともにするものとされている。さらに故人に跡継ぎのない場合には、 故人のオイコスの継続を図ることが期待されていた。このように重要な機能

から親族間の友好・敵対関係をすべて抜き出し、それを当事者間の係累毎に分別して図示した。まず第一に図A‐1・A る相互扶助の程度も質も異なっていたことが予想される。そこでそれを知るための手掛かりとして、イサイオスの全叙述 いたのかが問題となろうし、また一括して親族とみなされていた人々の間でも、個人との続柄の近さによって、期待され とはいえイサイオスがシュンゲネイス、オイケイオス等の漠然と親族を総称する語で、どの程度の範囲の人々を指して

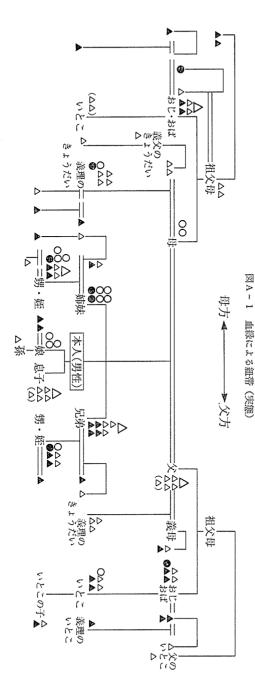
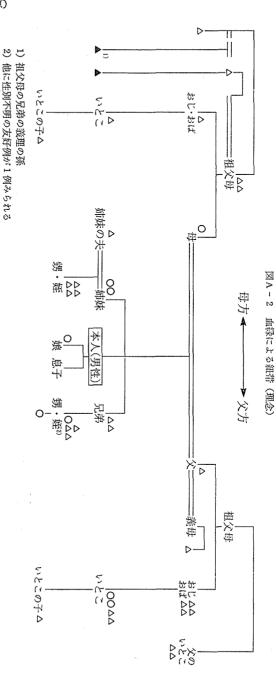


図 A-1 図 A-2 凡例:〇

友好関係にある女性 友好関係にある男性 イサイオスに事実として描かれている、親族の友好・敵対関係の事例

イサイオスの叙述中、かくあるはずのものとして描かれている。相互関与の理念

敵対関係にある女性 敵対関係にある男性



図示した、たとえば父方おじとの間に友好関係をもつ事例は2例現れる

親子間,おじ・おい間等の人間関係を全弁論から抽出し,本人(男性)を中心とする系図の形に

△▲○● 1個が1事例を, △は5事例をあらわす. = は婚姻関係

(△)はいずれとも決しがたい事例

とれる。 2からは、 アンキステイスの範囲には、実生活上の裏づけがあったといえよう。 イサイオスに係累を明示されている親族が、 おおむね法定アンキステイスの範囲に集中していたことがみて

しかも、

係をすべてとりあげた。それゆえ図A-1・A-2は、ハンフリーズと比較した場合に、法廷での証言を必ずしも伴わな は考察対象を法廷での証言者にしぼり、広く百数十の法廷弁論から、 からは、父方母方それぞれの親族との間にとりむすばれ、あるいはとりむすばれることが期待されている相互関与の程度 示しているといえるだろう。 い点で、法廷での実際の親族間の政治力学に左右されることのより少ない、純粋にイサイオスが物語るかぎりの親族像を のであったが、それにたいして本稿ではイサイオス一人に史料を絞り、そのかわりに当該弁論中に語られる友好・敵対関 数量的には明確な差異がないことがみてとれる。これは先述のハンフリーズの結論と一致している。ハンフリーズ 個人にたいする友好(○△)・敵対(●▲関係)が、 図A‐1・A‐2の左右にほぼ均等に分布していること 親族間の友好・敵対関係の数を係累別に統計化した

加えることにより、そのような親族像を支え成立させていたはずの、当時の親族通念を導き出すことができるだろう。 の点に留意しつつ、質的側面についての考察に入りたい。具体的なテキストに沿って弁論の文脈にまで立ち入った検討を されることとなった。少なくとも数量的には、母方親族と父方親族とに明確な差異がみられないのである。そこで以下こ かくして本節では、すでに前章で法律の規定をとおして指摘した、共系親族間の紐帯が、イサイオスの弁論からも確認

- テキストは Wyse, , op. cit. を用いた
- Thompson, 'Cousins' を参照のこと。 Lacey, op. cit., p. 106. 近親婚のうち、 特にいとこ婚については
- Humphreys, 'Kinship Patterns' が法廷弁論全体に渡る網羅的検
- 4 III. 19 に一般論。 遺言作成については IX. 11、婚約について

(5) はVII. 1, 14′ アテナイでは、ペリクレスの市民権法(四五一/○に発布、四○三 嫡出子の認知については III. . 30

(Harrison, Law, p. 61 ff) 市民権を認められていた。嫡出子と庶出子の区別も厳密であり 疑問を付せられることが、 /二に再公布)により、市民男女の間に生まれた子供のみがアテナイ 直ちに市民としての身分にかかわった。 それゆえ両親の出自・結婚のいずれかに

(6) 'Athenian Attitudes toward Wills', Prudentia 13 [以下 Will 七 强剧, 1981, pp. 遺言に対して不信感が強かったことについては、

> (7) Is Π

(8) f. Is. ŗ Ġ ço

\equiv 第九番弁論の場合

ているといえるだろう。 た テュフィ が ス への遺産相続争いを取り扱ったもので、執筆年代はおよそ前三六九年ごろと推定されている。 ® 女性の紐帯としての機能が端的に現れている点で、 故人の父方いとこと相続権を争っており、 ス テ ロスをとりまく人間模様はあくまで特殊なものであったと思われる。にもかかわらず第九番弁論は、 . Э. フ 1 p スの財産について』と名づけられたこの弁論は、 イサイオスの語るところによれば、 家内の係争があえて法廷の場に持ち出されている点を一つとっても、 前四世紀アテナイの親族関係の、 係争の概略は次のとおりである (系図参照)。 ミュテ ィ レネ遠征中に戦死した、 きわめて特徴的 故人の異父兄弟である話 故アス な 先に指摘し テ 断面を示し フ アス 1 0)

Ų って 征を繰りかえし、 とは信じがたい。 養子にされていると主張し、 父方いとこにあたるクレオンという男が話者のもとにやってきて、自分の息子がアステュ 再婚先に伴われ、 ロスとは生前ひどい敵対関係にあったので、そのアステュフィロスが、クレオンの息子を養子にとるような遺言をなした 父エウテュクラテスがその兄弟トゥディッポスとの相続争いがもとで亡くなると、アステュ か 、法律上アンキステイアを離れており、 つ血縁にもとづく相続権を主張するのである。 しかもクレオ 最後はミュティレネ遠征に志願して戦死を遂げる。するとトゥディッポスの子で、 話者の父テオフラストスによって、異父弟である話者とともに育てられた。 アステュ ンの父トゥデ フィロ 血縁による相続権を全くもたない。そこで話者は遺言を偽物であるとして告発 ノイッポ スの財産を要求する。 スは他家に養子に出されているので、 ところが話者にいわせれば、 クレ フィロ フィロ アステュフィ オンもその息子もそれ クレ スの遺言状によってその アステ オンとアステ スとその 2 ¤ 姉 フ スは度 1 妹 Ħ は フィ ス 々 母: 出

0)

トゥディッポス(男) -テュフィロス (男) :張〉 -アナクシッポス (男) フィロスの養子 クレオン | (男) 男(アステ

ポ

スの子供である

第二に母方親族については、

おじ Ŀ

工

п

ク

V

ス が

故アス

テ

_

フ

ィ

口

ス

クレ

の遺志に反して遺言を偽造

通念とを知ることができる。

は、

ァ

ハステ

フィ

□.

スをめぐる人間模様と、それについてイサイオスが明に暗に同意を求めている親

かたやアステュ

フィロスとその異父兄弟である話者との親

しい関係を詳説してお

り、 1

そこから我

その

主張に説得力をもたせるために、

イサ

Ź

ォ

スは、

かたやクレ

オンとアステ

2

フ

H

ス の 間

0) 敵

意

まずイサイオスの記述にしたがって、 ァ , ステュ フ 1 12 スをとりまく人間関係を整理してみることにし

よう。

ィ

テ とではないと思うにいたる。 禁ずる遺言をなしている。 り、その結果、エウクテュラテスは死に際して、自分の身内のものにト 緯を聞かされ、父の死の原因となったトゥディ ュ 第 フ にアステュ 1 H スの父エウテュクラテスの死因が、 フ P スと父方親族との 当時まだ幼かったアステュフィロス自身も、 父の恨みが、 間 子に引き継がれることになった。 には、 その兄弟ト ッ ポ 歴 スの家のものとは、 |然たる敵対関係が ゥディッ ポスとの . ゥ デ きあっ 言葉を交わすことさえ敬虔なこ やがて物心つくなり父の死の 1 財産分割をめぐる争い たとされる。そもそもアス ッ オンはその ポスの家族との交際を ゥ デ 経

方アン 孤児の後見人となる義務は、父親によってあらかじめ指定されていない限り相続と同じ順位で、 育し後見の任にあたるはずであったのに、 たと語られている。 ・キス テイス、 次に母方アンキ しかも本来法定順位では、 ステイ 実際には スにあったと推定されてい 彼ヒ アステ エ 口 ク v 2 フ ス が、 1 p 孤児となったアステュ ス は母親 ්දු අ そ n 0 ゆえ、 再婚先で養育され 7 ステ フィ フ П まず父 スを養 口 ス

が

"母

方おじヒ

工 口

クレ

スではなく母の再婚相手によって養育されているのは、

あるいは父エウテ

ク

ラ

て生じるという側面が

あると述べられているが

、アでは再婚が珍しくなかったので、父母の再婚による義理の家族の紐帯を特殊な例として軽視することはできない。

(第八巻第一二章)、

この場合がまさにそれに当たるといえるだろう。

テ スの遺志であったのか もしれない。 エウテュクラテスが知人に、妻と子を二人ながら託した可能 性が

ている 私と同様に同伴したのです。そしてヘラクレスのティアソスにも彼を加入させ」(第三〇節) 扱いを受けてきた。「父はアステュフィロスが子供のころ、 祭壇へと、 事あるごとにアステュフィロ ているのは、 はアステュフィロ その結果アステュフィ 後見終了の際にもなんら問題が生じなかったし、アステュフィロ 異父弟からなる小さな家族のみが親しき人であったのである。 義父との間に強い信頼関係があったればこそである。さらにアステュフィロスは、 スの後見下にあり、彼女を嫁がせるのもアステュフィロスの義務であった。 ロスは、専ら母親の再婚先の人間関係の中で暮らすことになった。 義父はアステュフィロスの財産を管理し二倍 スの姉妹もこの義父の手で嫁いでいる。 共に教育も与えた、と語られ 彼とその姉妹にとっては、 それが義父の手に委ねられ 義父によって実子同様 スを(実子である) 本来彼 に増 母

運んだのでした。それというのも彼らは、私の父をアステュフィロ せっており私も国内にいないのをみてとって、手ずから遺体を整え、 戦死すると、「アステュ 接していた」(第三〇節)のである。 から共に育てられ、 (第九節) しかもこの血縁関係のない義父に対しアステュフィロ と述べられている。つぎに、義弟である話者との間にも、 遺体を整えもせず埋葬も行わなかった一方で、 決して争ったことがなく、すべての家人と友人が知っているとおり、 フィロスの遺骨が(アテナイに)運ばれたが、 アリストテレスの 『ニコマコス倫理学』に、 スが抱いていた愛着は周知のことであった。 アステュフィロスの友人たちと軍隊仲間 スが熱心に求めていたことをよく知っていたのです」 共に育つことによる愛情が生じていた。 他のすべての定めの儀式を行い、 ずっと以前に養子にされたと主張する人間(クレ 兄弟間の愛情には、 アステュフィ が、 7 共に育つことによ ステ 病気の父を墓まで スは私に暖か 私の父が病で臥 「子供のころ フ P ォ ス が

1

しかしその一方で、このような親族から孤立した家族のあり方は、決して望ましいものではなく、 家族のたてまえに反

するものであったことにも留意すべきである

は、 が解決策であったのかもしれないが、本来ならば殺人は法廷で裁かれるべきところである。 第一に、兄弟間の争いについて、それを公にすることにたいする強い禁忌をみることができる。 クレオンの父によって負った傷が原因で亡くなることになったのだが、この時の殺傷沙汰は法廷に訴えられることも 第九番弁論でエピソードとして語られるまで公にされることがなかった。 クレオンの父がその後養子に出されたの 事件発生後四○年ものあいだ、 アステュフィ p ス の父

殺人行為が家族の中に秘せられてきたのであった。

う訴訟相手の主張が真実であったとしよう。 の兄弟との間に相互扶助関係がみられたことが、 とっては母方おじにあたり、 いろの親 なしてきたと述べられている。 しかも仮にイサイオスが偽りを語っており、故アステュフィロスがクレオンの息子を養子にする遺言を遺したとい 族に働きかけ、 母方おじのもとで父方の縁故のものにたいする遺言作成が行われていることになる。 クレ スについても、 恩人である両者を裏切ったとして責められているのである。 テオフラストスにとっては妻の兄弟にあたる人物であった。本来的には母方おじ、 にもかかわらずアステュフィロスの死後、 アステュフィロスと義父テオフラストスが、 すると、遺言が母方おじであるヒエロ ヒエ ロクレスの偽証にたいするイサイオスの激しい ヒエロクレスは偽証による財産乗っ取りをいろ その不遇の際に彼にたいして多くの親 クレスに預けられたと主張されている ヒエロ . クレ スはアステュ 非難の前提となって ーフィ および妻 ロスに 処切を

ず彼らとの間 とを伝えるのである。換言すれば、親族とのあいだに取り結ばれる関係は、個別の事情に左右される選択的なものであった。 自分とは法律上 とくして第九番弁論は、 !の敵対関係は十分に信憑性をもち得たし、敵対関係の結果父方母方のアンキステイスから孤立して、専ら本来 一関係の薄 父方のいとこや母方おじとの間には本来は相互扶助関係が見られただろうこと、 母の再婚先のオイコ ス成員との愛着関係のなかで生きる人物がいても不思議ではなか

たものであるが、

イサイオスは後者の相続権を主張するために、傍系親族にたいする直系親族の優位を力説するのである。

先にみた図 Ā 1 A 2において父方母方の差がはっきりとしなかったのも、あるいはそのためであったのかもしれ

4

- Wyse, op. cit., p. 627; Jebb, op. cit., p. 33
- 前四一五年以降の事情が語られている。 Wyse, op. cit., , p. 637.
- ことになった。 養子は生父と法的に断絶し、養父の親族体系のなかに組み込まれる Harrison, Law, p. 93
- による指定が一般的であったに違いないとする。 Ibid., pp. 99, 100. ただしハリソンは財産の有る場合、 Ibid., p. 父親の遺言
- (5) Thompson, 'Remarriage'

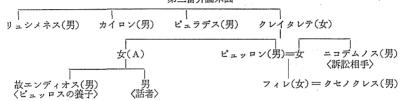
父方親族と母方親族

낁

たいしては扶養の義務が、甥・姪にたいしては父亡き後の後見が、主張されているのである。 もむしろおじであるとか祖父であるとかいった係累によって果すべき義務が規定されている。父系母系ともに、 には、父系母系の別なく親族であることただ一点が問題とされ、かたや個別の事例に言及する際には、 与について、その動機として父方母方の別が特に言及されることはないのである。一般論として親族の義務に言及する際 の区別をみいだすことができない。実際になされたと語られ、あるいはなされるべきであったと主張される個別の相互 具体的な相互関与例をとってみても、イサイオスからは父方親族と母方親族の間に、法律上の相続順位以外の、 父方母方の別より 道義上

らの財産は子孫に譲られるのだから」(第三二節)として、扶養の義務が母系の直系卑属にも適用されることが強調されて に問われるほど重視されていた。扶養の義務は相続と密接に結びついていたので、男子に欠けることがない限り、 . る 父母と祖父母、そしてもし生きているのならばその人々の父と母です。それというのも彼らは血筋の元であり、 第八番弁論は、 財産とともに父系によって伝達されたと法制上みなされている。とはいえイサイオスの第八番弁論では、 故人の兄弟の息子でありかつ養子にされたと主張する係争相手と、 故人の娘の子の 間 の争い 扶養 「祖先

扶養の義務は、父母にとどまらず男女の先祖にさかのぼって適用され、それを怠った場合には終身の市民権喪失の罰則



j **均的家族の子供の数は三人に満たなかったとされるので、兄弟と姉妹を両方もち、それぞれに二人** る。 子に採るのが妥当であったかは、 合には養子の恰好の供給先であった。 おじにとって姪は、 甥 父方母方を問わず、 (第三〇節) として、 ・姪にたいする関係についても、 自分の娘を娶るかもしれない人物であり(第七番弁論第一一節)、 最優先される 法律の相続順位 個々の しかし養子縁組の際に姉妹の息子と兄弟の息子のいずれを養 イサイオスからは父方母方の差異をみいだすことができな 0) 事例からははっきりしない。 は直系親族であった。 が直系尊重 の 理念にうらづけられていることを説明して 試算によれば、

子供の

ない

アテナイの平

は親戚と呼ばれますが、

後者は故人の子孫なのです (中略)。

り近いなどということはないのです。

にするものたち

「そしてあなたがた陪審員の皆さんもはっきりとご承知のことと思いますが、

(傍系親族)が、その人から生まれたものたち(直系卑属)

なぜならどうしてそのようなことがありえましょう

前 てよ

法そのものからもより強く示しましょ

۲° 0 ţ 関係は母方おじとの関係を法制上凌駕してい たが、その際にも法定順位では父方おじの権利・義務が先行している。 2 专 w п か かわらず、 ス 0 財産をめぐる第三番弁論である。 弁論にはむしろ母方おじとの関係の方がしばしば言及されており、 Ľ るのである ٦. ッ Ħ スの母ってある。 方おじが訴訟相 その意味で、 手側 0 その 父方おじと 人として登

場

偽証をしたとして、

話者により非難されてい

るの

(系図参照)。

۴°

2 ッ

H

ス

の死後二十

例

が

どちらを養子に採るかの選択の必要が生ずることも少なかったわけである。

以上の息子がある人間はむしろ珍しかったかもしれない。

とするならば兄弟の息子と姉妹の息子の

おじはまた孤児の後見の義務を負って

もちろん無遺言相

続

0

場合には、法定順位によって兄弟の息子が優先されている。

その人と出自をとも

よりも近親関係にお

知らずだ」として激しく罵っている

(第七節)。

先に見た第九番弁論で兄弟間の争いがあれほど隠されていたのにたいして、

ことが解る

子を遺さずに亡くなったことによって争いがおこった。 方おじニコデムノスが証言していることである。 相続を主張したが、それに対し、ピュッロスの嫡出女子であると称する女性フィレがあらわれたのである。 年以上にわたって、 じが婚約や嫡出女子の誕生十日目の祝いに出席するのが当然のことであり、その証人としても母方おじだけで十分だった 与えてこなかったことを指摘して、 それを利用し、彼ら母方おじが、近しいものであるにもかかわらずこれまでフィレに嫡出女子にたいしてとるべき保護を 証言をされても話者は、 の母方おじたちは、 に嫡出女子であるか否かが争点となる。 訴訟当事者が母方親族を共有しているために、彼女(A)は母方おじと敵対することになった。 その姉妹の息子エンディオスが養子としてピュッロ 自分達の姪 母方おじが家族に関することにかかわりの深い人物である点は否定できない。 (A) と、 おじの立場の矛盾をつき、 本稿にとって興味深いのは、 甥ピュッロスの娘フィレとの争いにおいて、そろってフィレを弁護する証 ニコデムノスはフィレの母を嫁がせた当人であった。第二にピュッロ エンディオスの母でありピュッロスの姉妹でもある女性 証言自体の信憑性を覆そうとする。その行論から、 第一に、 スの遺産を享受してきたが、その フィレが嫡出女子であることを、 そこで話者は逆に 工 フィ しかし不利 ンデ 彼女の母 ィ A 母方お ォ が 本当 ス が ス

甥の小オイコスにまで深く食い込んでいたのである。 母方おじヒエロクレ その設定の妥当 をめぐって和 ○番弁論では母方おじと母親が不仲であったために、 またフィ 側 解不能な敵対関係が生じた結果、 |性は話者も認めている。 の主張によれば、 スが甥の遺言を預かっていたと、 ピュッロスは母方おじたちに、 母方おじに自分の死後の家のことを託すのは通常のことであった。 甥が父方おじを孤児虐待の罪で訴え、 訴訟相手が主張していたことが想い起こされる。 しかし一旦敵対した場合には、 母方おじを甥が裁判で批判しているし、第一一番弁論では、 死に際して娘フィレの面倒を看るように言い遺 裁判で争うことも辞さなかった。 対するおじは、 甥を「ずるく」「恥 おじは、成人した 第九番弁論で、

おじと甥の争いについての弁明や言い訳は表明されていないことが注目される。

母方いとこにたいしても、 最後にいとこについては、おじと甥の間ほどの言及がみられない。ただしいとこの子を養子にとることも珍しくなく、 兄弟がいなければ、親戚としての立場と諸法と恥とが、婚姻の面倒を見ることを強いるものと

さらにアンキステイスとしての法的権利義務と並んで、日常的なつきあいが当然とされている。

念であったならば、そのようなごまかしはかえって陪審員の疑念を呼んだのではなかろうか。 えて曖昧にする必要があったと考えられるためである。しかし仮にそうだとしても、父方親族の優位がその時代の親族通 するいくつかの弁論については、行論上の必要から説明することができるだろう。 法律上の明らかな父方親族優先を、

いるように思われるのである。もちろんイサイオスの弁論に父方と母方の区別が現れないことは、母方親族の権利を主張

このようにイサイオスからは父方母方の別なく、意識のうえでは、同等の係累にあるものとは同質の関係が期待されて

その共系の親族との相互関与は、たぶんに個別の要因に左右される選択的なものであったことが知られるのである。 かくしてイサイオスからは法律にみるよりも一層、母系の絆の比重の大きい親族関係像が浮かび上がってきた。

) Harrison, *Law*, pp. 73, 77 f

) イサイオスからは一家族当たり二・二人の計算になる。 S. Isager,

op. 111...

) 執筆年代不明。Wyse, op. cit., p. 276 f, Jebb, op. cit., p. 340. た

だし Wevers, op. cit. は三八九年ごろと推定する

Is. IV. 23, IX. 20. VIII. 21, Is. II. 21, VI. 11, I. 39

母方親族にたいする権利を主張する弁論の方が多い(第一、五、六、

七、八、九、一〇番)。

五 女性による紐帯

ばれていた、 この共系にわたる選択的な親族関係を背後で支えていたのが、 アステュフィロスは母の再婚先の人間関係のなかで暮らしていた。再婚が珍しくなかった以上、アステュフィ 人と人との結びつきであった。 それが最も顕在化するのは、 法律の規定を越えたところで個々の女性を介して取り結 女性の再婚による絆であろう。既にみた第九番

へ性はまた、

嫁ぎ先と実家とを結びつける役割も果していた。

この女性の紐帯としての機能は、

再婚

の

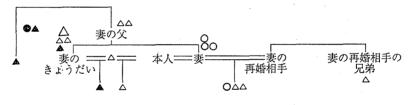
場

合

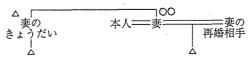
限

で 仕 父弟とのあい も父のアンキステイスの成員であり、 絆であった。 父方アンキステイスとの間 ㅁ るためである。 o) 同様に女性の再婚による紐帯をあつかった第七番弁論において、その点が一層明確となる。 ス がある場合には、 養育が、 のように母の再婚先で暮らす子供は、 法律の条文からはうか | 絆が優先され、 いだに、 扶養の義務をはじめ、 法律上の後見人である父方おじの不正を見るにみか この場合女性が純粋に、 法律の意図をはるか 嫁資の返却を受け子供を残して実家に戻るか、 子は実の母と義理の父、それに義理の兄弟に囲まれて育つことになっている。 に一旦問題が生じた場合の、 がが わ ñ ない 法的な権利 母の再婚相手とは無縁であったのである。 にこえる密接な小家族的紐帯が、 側面があることは確かであろう。 前の嫁ぎ先と後の嫁ぎ先の成員を結びつけているのである。 頻繁に見られた可能性がある。 ・義務をまったくもたない義理の父や、 補償にすぎなかった可能性がある。 ねたアポ 婚家に留まるか 母親を媒介として結ばれていたのである。 それは第九番弁論 夫を亡くした女性には、 p ۲, 口 にもかかわらずアステュ スの好意によっていることが の選択が許されてい 法律上は父方いとこよりも遠い異 とはいえアテナイ人の家族 の場合には、 義理の父ア 法律上、 もちろん母子の絆は、 た。 た。 ① ポ 母をとおしての フ 子は父なき後 夫との 口 1 明言され ۴ 口 p ス の場 間 ス に子 0 家

両者の 身の この条項は死文ではなく、 に見たソロンの遺言の法に に要求され .たことについては既に再三指摘がある。 積極的な意志を伴っていたことを伝えている。 関係をその意志をもって規定していたといえる。 般についてみることができる。 妻の実家の父・兄弟のために動いていることから、 第六番弁論には愛人に唆されて家の崩壊をまねく老人エウクテモ 「女性の甘言につられた場合を除く」という限定条件が付されていたことにも示されてい 勿論、 しかしそれにとどまらずイサイオスは、 結婚相手の選択に際して、 夫による妻の実家への関与には妻の同意が求められ、 さらに女性の意志が遺言を左右することさえあり得たことは、 女性は婚家と実家とのあいだに単にあるのではなく、 家と家を結ぶものとしての結婚 女性の紐帯としての ンが登場するし、 0 機能 機能が考慮され また時に夫が また第二番 が、 女性自 先



図B-2 結婚による紐帯 (理念)



イサイオスに事実として描かれている、親族の友好・敵対関係の事例。 図B-1 図B-2 イサイオスの叙述中、かくあるはずのものとして描かれている、相互

関与の理念.

より広範囲

敵対関係にある女性 敵対関係にある男件

妻を媒介とした相

!互関係の頻度を図示したものであるが、 ®

の実家との相互関与は妻のアンキス

テイスの

範囲を越えるこ

が

あっ

図

В

1

В ı 2は、

1

4 1

才

ス

0

記述にみられる

夫と

しかし女性

の紐帯としての機能

が及ぶ範囲

にはおのずと限

友好関係にある女件 凡例: 〇 友好関係にある界性 Λ

さら、

小

才

ィ

=

スが有してい

7

(人)はいずれとも決しがたい事例

が

~小オ

∆ **≜** ⊜ 1個が1事例を、△は5事例をあらわす。=は婚姻関係。

であるといえよう。 親 税族との くしてイ か か ・サイ わ ŋ オ かたに、 ス の分析 理念のうえでも実際

が

2見られないこと、

第二に、小オイコスの成員に特別の親しさ

にも

萌 確 な差

であることがみてとれる。 ⑤ とがなく、 家族生活 る機能を果していたのであっ オイコスを構成するかしたことのある人物を、 1 = 特に、 ス内部に集中していたことは、 の中に閉じこもりがちであったとされるだけになお 妻の父、 兄弟ないし連れ子との相互関与が密 女性は結婚によって、 た。 紐帯としての 女性が男性とくらべ 女性の影響力 相互に結び 彼女ととも

の親族にたいする小オイコ た生活の単位としての重要性 からは、 第 ス 0) に、 独立性とを示すも 父方母方双方 の

「女(=妻)の示唆」によるものであると弁じている 養 (544)60

である。 子縁組が 弁論

では訴訟相

手

が

養子縁

組

0) 無効

を言い立てるために、

間

その背後では女性が積極的に紐帯として関与していたことが導かれた。 が求められていた一方で、その周辺の親族に対する関係は、 個別の事情に左右される選択的なものであったこと、第三に、

- Harrison, Law. pp. 38-45
- 集』(九州西洋史学会)三〇、一九九二年、一一一四頁、の二つを挙 『古代ギリシアの女たち―アテナイの現実と夢』、中央公論社、一九九 げておくべきだろう。 二年、安永信二「前四世紀における婚姻の形態について」『西洋史学論 わが国でこの点についてあつかった最近の研究として、桜井万里子
- アテナイでは嫡出男子がいない場合、嫡出女子がエピクレーロス(女 家とのかかわりには、妻の権利義務を代行する場合にも夫自身の名の 問題に夫が証言するはずはない旨が述べられており(第五節)、妻の字 ての権利を要求するに当たって、妻の指図があったと述べられている のもとにあったらしい。第一〇番弁論では、妻のエピクレーロスとし 実家の問題に関与するか否かの意志決定は、少なくともある程度は事 産を要求したはずである、と述べられている。しかしその際に、妻の 第三番弁論では、エピクレーロスの相維権が侵害されたならば夫が財 子相続人)として財産を相続しその夫が実質的な財産の運用権を得た。 (第一九節)。また第一二番弁論には、妻の同意がなければ妻の実家の 夫は妻のキュリオス(後見人)として彼女の法的権限を代行した。
- クレーロス制度に関しては桜井万里子「古典的アテナイのエピクレー もとに行動する場合にも、妻の意志の関与が見られるのである。 ロス制度とオイコスの存続」『史潮』新九号、 一九八一年、 六四一八
- 的に密接なつながりを伝えている。 Xenophon, Oeconomia やアリストファネスの喜劇が夫妻間の心理 V. Ehrenberg, The People of

頁を参照のこと。

Aristophanes, 1949, pp. 192-207

27)、また娘の夫のためにあえて偽証罪の危険にたたされている (II)。 なお娘の夫に、遺言の証人を求めるのは、 ネクレスの場合 (II)。一方妻の父は娘の夫に遺言の証人を求め (VI. 政に関与する (VIII. 22)。 不遇の際に援助を受ける (IX. 23, 前述)。 が夫の名誉に影響する (III. 37)。 遺言の証人となる (VI, 6. 7)。 'Household, Gender and Property in Classical Athens', CQ 39 死後養子を与える(XI. 48)。 及び友人の姉妹と結婚した例としてメ 1989, p. 24, n. 14. 「家の決定と行動」を創出するためであるとの指摘がある。L. Foxhall 以下妻の兄弟との相互関与例を列挙する。 娘夫婦の同意を得ることで 妻の兄弟の不品行な振舞

第四章 父系複合家族と小オイコス

続順位においても、父系による男子の相続権が一貫して優先されていた。イサイオスにみたオイコスを核とする共系親族 の緩やかな紐帯が、公私にわたる市民生活において、このポリスの父系制的構造といかにかかわっていたのか、という

しかしながらその一方で、デーモスやフラトリア等の国家の下部組織はいずれも父系によって伝達され、

また法定の

きなかったような、父系親族に特有の連帯が成立していた可能性については、ここで触れておくべきであろう。 スの弁論は、 ことが問題である。とりわけポリスの父系制的構造が親族の相互関与に影響し、 その題材とする家族が裁判の場にいたるまでの特異な事情をはらむ家族に偏っていた、という史料上の制約 その結果イサイオスからは知ることがで イサイオ

それゆえ、父系親族との紐帯を異なる側面から分析することによって、前章でイサイオスから得た考察結

性がある。 父系親族に特有の絆としてまず第一に考えられるのは、 デーモ ただし本稿ではこの問題について立ち入る用意がない。 ス名を同じくし、 共同して公的生活を営んでいたことにもとづく同朋意識が、 父系親族が必ず国家内の同一の下部組織に属していたことであ 父系親族の絆を深めていた可能

果を補う必要があるのである。

財産共有例について検討することにより、 性が読みとられもする。 族の絆やオイコスの独立性との関連において、 続することになっていた。 の弟と父とからなる父系複合家族が存在し、父系親族の強固な連帯を形成していたことも十分に想定される。 ある特殊な事例を扱っていたが、かたや相続人に欠けるところのない通例の相続においては、 地縁によっても結ばれていたことになる。 兄弟間の不分割相続の可能性を示すと思われるものすら幾例かみられ、そこから複合家族形成への潜在的志向 相続制度が示唆する父系親族間の連帯についてとりあげたい。 はたして、これらの示す父系による複合家族を、 そのため、兄弟の家族は、かつて父が分割相続したところの、元は イサイオスから得た親族像を相対化することとしたい。 整合的に位置づけることはできるのだろうか。以下にしばらく、 しかも財産分割までの過渡期に、既に結婚している長男の家族と、 これまでに導かれた父方母方双方にまたがる親 イサイオスの弁論は、 嫡出男子が父方より均分相 体の世襲財 もっぱら相続 産に家の基盤 問 題

三六節)に、 兄弟による財産共有が十分に頻繁であったことが、 財産が兄弟の間で分割されているのか共有されているのかを話者が確かめた、 デモステネスの『エウエルゴス弾劾』 と述べられていることから明

しつ

それゆえ最終的な財産不分割に同意している上記二例においては、

子孫を残すことを断

念してい

3 のので

、ある。 。

7 ル

丰 ーアデ 才

スやアリ

ゼ

口

ス

0

į,

.ずれも兄弟の片方が、

自らの

才

1

ス

ような単身生活者たちが、

生家や兄弟

0 =

才

ع

か

なる関係を保っていたのかということが

1

=

ス

の構造を考えるうえで別途問題となるだろうが

アリ パ 5 番弁論第四節) V シ か ス兄弟が、 才 である。 Ť ス兄弟の場合 (アイスキネス第一番弁論第一〇二節)、 の遺言の文言 ただしこの それぞれ結婚していながら土地を不分割のままに残していた可能性がある。 の四例 が、 (デモステネス第三六番弁論第八—一一節)、 一九世紀末の法制史家ボシェによって列挙されてい ź ウ ż ル . ⊐" スの場合、 実際には財産がすでに分割されていた。 ディ オドトスとディ アルキアデス兄弟の場合 . රේ オゲ その他にイ イト つぎに実際の ンの兄弟の場合 (同第四四番弁論第一〇、 サイオス第二番 不分割例としては、 (リュシアス第三二 弁論 0)

間 ح とされており、 局土地の売却をめぐって争い の結婚により、 の連帯を読みとることができるが、 とはいえそのうちメネクレス兄弟の事例については、 動産については分割し、 共有が過渡的な性格のものであることが当初から意図されていた。 最終的に二つの家は合体している。 が起こり財産は分割されている。 不動産についてのみ不分割に留めている。 しかし以上はいずれも過渡的な共有例である。 この最後の事例からは、 土地が兄弟間で共有されていたこと自体が定かで パシオンの息子たちについても、 しか 不動 しディ 一方ディ 産の分割を避けようとする意志と兄弟 オゲイト オドトスとディ 末子成人後の分割が ンの娘とディ なく、 オ ゲ オ 1 か ŀ ン 前 Ł 0) 提 ス

決め、 る。 が全財産を管理し、 スと同様、 うちアリゼロ 'れゆえ最終的な財産不分割に同意している例としては、 おそらく家の 兄弟の娘との結婚を勧められるのであるが、 スとアリグノトスの兄弟の場合には、 い細分化を避けようという動機にもとづくのであろう、 ア 1) ブ ノト スは扶助料をもらうことになってい アリグ 彼はこの娘との結婚を断り、 ァ ノリゼロ ノトスが目が不自由かつ病弱であったために、 、 る。 ス兄弟と、 相続権も放棄して生家を出、⑤ 方アルキアデ アルキ また他のだれとも結婚しないことに スの場合には、 アデス兄弟の二例 前段 -1)-ラ が残ることに : 0) アリ デ ス に住 Ť ォ П な ス

63

注目したい。

性を示している。 に、 財産相続の現実において、オイコスをともなわない財産の移動が避けられていたことを知ることができるのである。 みられても、それぞれ家族を持つ兄弟間の、拡大家族形成への志向性はうかがわれない。むしろここからは、アテナイの すなわちこれらの財産不分割の事例には、家産の細分化を防ごうとする意志と、財産の共同管理による兄弟間の連帯は 財産の不分割の決定が双方の同意を待っておこなわれていることが、父系複合家族形成にたいする小オイコスの独立

とと、最終的に優先されているのは小オイコスであるということを確認するに留めたい。 なものであったといえる。その程度を推し量り、ある時期に複合家族の形態をとるオイコスの頻度を定めることは困難で あり、ここでは兄弟のオイコスの結合が女性を通じてのつながりにたいして決定的に優先されている訳ではないというこ それゆえ父系親族に特有の連帯は無視できないものの、すくなくとも、 所有をめぐる父系によるがゆえの絆は、 選択的

- 期はなかったとも考えられる。Golden, op. cit., p. 108; Lacey, op ことを知ることができるが(Lysias XIX. 36-7)、これと決まった時 であると述べられていることから、生前の分割が十分一般的であった 産を子供達に分配する際には、相当の額を自分のもとに留めおくもの 財産分割の時期については明らかでない。リュシアスに、誰でも財
- (3) L. Beauchet, L'histoire de droit privé de la république athénienne 伊藤貞夫「一九八〇年代の古代ギリシア家族研究」五五一八四頁

cit., pp. 125-130

4 1887, vol. III, p. 638 ff 共有していたのではなく、兄弟が債権者であった可能性がある。

Wyse, op. cit.,pp. 258f

- であろうと推定されている。Law, p. 239 割の必要はなかったが、他の娘と結婚したならば分割相続が行われた ハリソンによって、アルキアデスが兄の娘と結婚したならば財産分
- あり、 Women and Death, 1983, pp. 79-130 'Family tombs and tomb cult in Classical Athens', in; The Family, スと同様の家族像を示していることが興味深い。 ハンフリーズが、前四世紀の墓石においては兄弟姉妹の絆が顕著で 、法廷弁論の持つ史料上の偏向をまぬがれている墓石が、イサイオ 父系の優位のもと母系の絆も例外とはいえないことを示してい S. C. Humphreys,

て常に疑いが差し挾まれていた。②

それを顕示するのが、

イサイオスで強調されている論理である。

しかし証言をのぞけば真偽を確認する方法がなかったので、決定は、

フィリアは、

友情とも愛とも訳されるギリシア語で、

血縁とフィ

IJ

先に述べたように、アテナイでは遺言の信憑性につい

結びにかえて――フィリアと血縁―

他 像に踏み込むことになっている。 親族関係像を、 との間に緩やかに取り結ばれ、 ォ イコス 一の社会的関係にたいしていかなる位置をしめていたのだろうか。 これまでの考察により、 が高度の独立性をたもっていたことが導かれた。かくして本稿は、すでにハンフリーズが提示していた共系的 同時代人の親族通念のレベルで再確認することによって、 イサ 1 その背後には女性が、 とはいえ、彼らの意識のうえで、この小オイコスを核とする緩やかな親族の結合関係は ォ スの活躍した前四世紀前半のアテナイにおいては、 時に意志を伴いつつ紐帯として機能していたこと、そのなかで、 前四世紀アテナイ人の、 親族の絆が、 自己認識における親 父方母方共系の親 族

して機能してはおらず、社会的な枠組の根幹をなしていなかったことが予想されるのである。 が求められている。 ® ならんで友人があらわれ、また結婚相手の選択においても、近親婚が多い一方で友情にもとづく縁組がみられる。 であったことはすでにうかがわれるところである。 、ロンの葬式の法の規定から本来近親者に属する問題であったとみなされる葬式についても、 母方親族・父方親族との絆のたもちかたに明確な選択基準が働いていないことから、 小オイコスをこえる血縁関係は、個人にとって重要性をもちながらも、 また、裁判の弁護人としても結婚式の陪席人としても、 親族の絆の持つ意味が非常に曖昧 人間関係の第一義的な単位と 第八番弁論では友人の Щ さらに

されており、 親戚にたいしても血縁のない友人にたいしても区別せずに用いられていた。 この語が利害関係と密接に結びつき互酬性の概念を伴っていたため、④ フィロ ある人物がフィロ ス(友人)とそうでないものの ス (友人) であるか 間 は峻別

照らして妥当性があるかどうかによってなされたものと思われる。

には、 倫理学』第八巻第一二章)かったのである。近親者にたいして課せられていた、他より厳しい権利義務の基準も、⑤ ク トトロ ス フ (敵)であるかということは、 ィリアの程度に応じて果すべき正義も異なっている、という考えがあった。 仲間に対するのと学友に対するのとでは、その間の正しさは明らかに同じものではな」(『ニコマコス 感情の問題だけではなく有用性も考慮して決定されることになる。 つまり、「親しいものに対するのと 加えてギリシア

は血縁者がフィロスであったことに生じているのであろう。

するのは余計なことである」(第一七節)「我々は血縁においてもっとも近しく、親しさにおいても近しかった」(第三三節) 当事者が血縁においても、故人にたいするフィリアにおいてもより親密であることを論証している場合には、他の議論を こで故人の遺志として遺言が妥当であるか否かが延々と議論される中で、「いかなる財産の要求においても我々のように、 先されることになっていた。しかし話者は、遺言が故人クレオニュモスの遺志を反映していないと主張するのである。 として、フィリアと血縁を故人の遺志を推し量る二つの基準としている。 あることを理由に相続権を要求している。アテナイ法では、正当な遺言がある場合には、遺言が、血縁による相続権に優 としていることからも明らかである。それゆえ故人との近しさは、血縁とフィリアの両方から説明されねばならなかった。 例えばイサイオスの第一番弁論では、遺言にもとづき相続を主張する係争相手にたいして、話者が、故人の最近親者で しかし血縁者がかならずしもフィロスであるとは限らなかったことは、そもそもイサイオスの弁論が家族の争いを題材

とする意図が、 されていたことを知ることができる。 ら養子をとるのが神かけて最良の方法である、と述べられており(第三三節)、ここから、 さらに第七番弁論には一般論として、仮に法定の相続人との間に敵意が存在するならば、フィロスであるものの 逆に第四番弁論で、養子縁組の信憑性を突き崩そうとする法定相続人によって、親しくない血縁者を排除しよう 養子縁組の動機として十分に妥当性のあるものであるとされていることから明らかである しかもこの第七番が血縁において劣るためにこのような論理を用いているのでない 好悪の問題が血 縁の問題に優先 (第一八節)。 実

、た機能

を

フ

1

ij

`アにもとづく人的紐帯の全体的構造の中に位置づけつつ通時的に考察することによって、

在となった、

とするのである。

ソ

法の意図が、

ジェル

、ネのいうように養子選択の自由にはなく、

この時代にはフィリアが、

相続

人の決定要因とし

理 の愛着関係が重視されていた。 義務関係を負っていたが、 れていたことになる。 もたないこのような状況下に成立していたのであった。 こが好悪の感情の下位におかれていたのである。 , 伝」第二一節) 自分のものを残す原則が、 1 ・サイオスの時代には、家産の伝達というもっとも親族にかかわりの深い側面においても、 とはいえそれは絶対的なものではなく、 前章までに導かれた共系親族との緩やかで選択的な紐帯は、 血縁者は親愛関係(フィリア)にあることが前提とされ、 紀元前四世紀のアテナイ人によって受け入れられ法廷で積極的に主張さ 親族との相互関与においても、 血縁原 理が決定的な重要性を 血縁よりもむしろ実際 それゆえに権 Щ 原

際には養子は近親者から採るのが一般的だったとはい

. え、

プ ル タル

=

スのいうところの

「血縁よりも親しさを重んじて」

て、 認められておらず財 にあったことが、 か 法によって、 おりしも大家族から独立する途上にあった小家族が自己の存続を保証され、 このソロ 実子のいないものはだれでも望むものに自分のものを遺すことができるようになって以降のことである。 「リアという好悪の問題が相続に関与し得るようになったのは、 ンの遺言の法の意図が、 ジェルネによって、 産 あ 処分権も親族のもとにあった。 以下のように説得的に論じられている。すなわち、⑥ 養子の選択の自由を許すことにではなく、そもそも養子を採る権利を認めたこと ところがソロ ンの遺言の法が養子を採る権利を認めたことによ 少なくとも前六世紀初頭に、 はじめて法的にも大家族から独立した存 ソロン以前には養子は公式には ソ P 1 0) 遺 0

て機能してい る二世紀 いることが注目される。 の間 なかっ 血縁の果していた機能が何かしら変化したことが予想されるからである。 たとすればなおさら、 遺言の法の制定後、 法廷という公の場で、 黄金の五〇年期とペロ イサ ポネソス戦争期の混乱を経て、 1 オ スが フ `ィ リ Ź 0) 米 原理を血縁 IJ ス 、社会の イサ 原理 1 一中で オ ス 0 ÚП 時 緑 代に至 が ?果し

本稿の得

た親族像もはじめて十分な意義づけを得るのであろうが、それは今後の課題として、ここで稿を了えることとしたい。

- 友人による弁護: Is. IV, VI. 結婚式: Is. VIII. 18
- 遺言にたいする疑念: Is. I. 41, 42, II. 14, IV. 12-14. しかし遺言 結婚相手: Is. II. passim. 葬儀への同意: Is. VIII. 38
- にもとづく遺産請求の信憑性に向けられたものであった。Thompson にたいする不信は、遺言すること自体に向けられたものではなく、遺言
- 'Wills.' イサイオスも遺言の権利は称えている(Is. I, II. 24)。
- F.R. Earp, The Way of the Greeks, 1929, p. 31-35

A. R. Hands, Charities and Social Aid in Greece and Rome,

Gernet, op. cit..

加藤信朗訳、岩波書店、一九七三年。および Dover, op. cil., p. 273.

- ⑦ アテナイの社会構造におけるフィリア概念の重要性については、 Millettが簡潔に論じている。P. Millett, 'Patronage and its avoid.
- in Ancient Society, 1989, pp. 15-47. (本論文は、一九九二年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励

ance in Classical Athens,' in . A. Wallace-Hadrill ed., Patronaga

費)による研究成果の一部である。)

(京都大学大学院生

Kinship in 4th century B. C. Athens

—The speeches of Isaeus—

Kurihara Asako

According to Aristotle (*Pol.*, vol.1), the family was the smallest social unit of the polis. At the same time, it was, for an individual citizen, one of the most basic elements of his everyday life. In order to grasp the role of the family for an individual and the significance of familial ties within a certain society, such invisible aspects of kinship as the sense of rights and duties, affection, and daily interaction are naturally of great importance.

In regards to Athens in the 4th century B. C., while even the average size of the family as a residential and economic unit still remains an open question, there was, as S. C. Humphreys has pointed out, also a loose kind of higher kinship solidarity. On the basis of a quantitative analysis of cooperation between kinsmen in court, she points out that: 1) nuclear family members had especially frequent connections; 2) bilateral kinship solidarity can be recognized; and 3) connections through women were common and important.

Following this the problem becomes the conceptual background that supported such a kinship structure. In this article I attempt to explain what common cencepts concerning kinship relations were shared by Athenians in the 4th century B. C. through an analysis of all of the surviving lawcourt speeches of Isaeus, who was an expert on family matters in particular. In the process of extracting explanations of attitudes toward kin, expections concerning affection toward kin, and the sense of obligation that existed between kin from the text of Isaeus's speeches, I have come to the following conclusions. A loose and optional kind of bilateral kinship existed by consensus during the 4th century B. C., one which permitted actual attitudes toward kin to be decided on the basis of affection rather than mandated by kinship obligations. This explains the apparent absense of any distinction between paternal and maternal kinship ties and also the important role played by women in creating kinship solidarity.